

令和2年4月24日  
労働基準局補償課

ご照会に対する回答

2（1）2020年4月現在（回答時まで）の、新型コロナウイルス感染症に関連した労災申請件数と、認定件数。（現時点で、把握されている限りでも構いません。「2」も同様）

（答）

新型コロナウイルス感染症に係る労災請求件数については、4月23日時点の全国計で3件であり、当該請求事案については、いずれも現在調査中です。

2（2）2009年の新型インフルエンザの流行時に行われた労災申請と労災認定の件数。

（答）

2009年の新型インフルエンザによる労災請求件数及び支給決定件数については、把握しておりません。

2（3）緊急事態宣言による休業などの影響で事業主が労災申請に対応できないことがあり得る。事業主証明は不要とすることなど、手続きの簡素化の特例措置を検討できないか。

（答）

労災保険制度では、事業主証明を受けられない事情がある場合には、当該事情について監督署にお伝えいただければ、事業主証明がなくても、請求書を受付しております。

2（4）労災の調査で感染経路の検討を行う場合、クラスター分析の情報を活用して労災認定を行うことは想定しているか。

（答）

新型コロナウイルス感染症に係る労災認定については、他の疾病と同様に、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性（業務起因性）が認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

新型コロナウイルス感染症に係る労災請求の調査においては、必要に応じてクラスター（患者集団）に関する情報収集も含め、業務起因性を判断するための調査を個別事案に応じて行い、労災保険給付の対象となるか判断することとなります。

2 (5) 感染経路が判明しないケースが出てきている。保健所等医療機関によって、経路不明とされた場合は、労災の対象から外れるのか。

(答)

保健所等によって、感染経路不明とされた場合であっても、労災請求があった場合には、労働基準監督署において個別の事案ごとに業務との関連性（業務起因性）について調査し、労災保険給付の対象となるか判断することとなります。